

発議第13号 説明資料

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町議会委員会条例 (昭和62年 3 月25日 条例第12号) 第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教常任委員会 7人 <u>総務部、企画室</u>、忠類総合支所、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 民生常任委員会 7人 <u>民生部</u>及び忠類総合支所に関する事項 (3) 産業建設常任委員会 6人 経済部、建設部、<u>水道部</u>、忠類総合支所及び農業委員会に関する事項 第3条～第28条 略	○幕別町議会委員会条例 (昭和62年 3 月25日 条例第12号) 第1条 略 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教常任委員会 7人 <u>企画総務部</u>、忠類総合支所、<u>札内支所</u>、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 民生常任委員会 7人 <u>住民福祉部</u>及び忠類総合支所に関する事項 (3) 産業建設常任委員会 6人 経済部、建設部、忠類総合支所及び農業委員会に関する事項 第3条～第28条 略